

京都で新たに
本社や工場などの
新設・増設を検討する皆さまへ
補助金の御案内

①税相当額にかかる補助金

補助額

家屋及び償却資産に課税される
固定資産税・都市計画税相当額

最大 **1** 億円

②雇用創出にかかる補助金

補助額

新たに市内居住
となった常時雇用者 × 10~40万円 × 1年分
及び役員数

最大 **2,500** 万円

③埋蔵文化財調査にかかる補助金

補助額

調査に要した経費相当額 × 50%

最大 **2,500** 万円

※①及び②の詳細は裏面を参照

補助金交付の流れ

指定申請

工事着工の30日前まで
指定申請書の提出

新增設工事

第三者委員会による審議

補助対象事業指定

操業開始

操業開始届出書の提出

固定資産税の納付

補助金交付

交付申請書の提出

問合せ・申請先

京都市 産業観光局 企業誘致推進室

電話：075-222-4239

E-mail：kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

申請書類のダウンロードは
こちらから



税相当額にかかる補助金

○本社・工場等新增設等支援制度

	中小企業者A	中小企業者B	大企業者
対象者	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む会社		
対象事業	本社機能を有する事業所、工場、開発拠点の新增設(賃借を含む。)		
事業要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産等設備取得額：1,000万円以上 対象事業所の常時雇用者数が5名以上 市内常時雇用者数1名以上増加 又は 生産性向上に資する投資かつ常時雇用者を1名以上新規雇用 		<ul style="list-style-type: none"> 生産等設備取得額：2,500万円以上
	(市内の公的インキュベーション施設から、移転する場合は事業要件なし)		
補助率	家屋及び償却資産(土地を除く。)に課税される固定資産税・都市計画税相当額の100%～150%		家屋及び償却資産(土地を除く。)に課税される固定資産税・都市計画税相当額の50%～75%
交付年数	3年間	2年間	1年間
補助上限	1億円		1億円 (常時雇用者の増加数に応じた上限設定あり)
補助率は事業内容と立地エリアによって上乘せされます。 (括弧内は、大企業者に対する補助率)	オフィス・ラボ誘導エリア 京都駅南部 らくなん進都鴨川以北		らくなん進都鴨川以南 ・向日町駅周辺エリア ・横大路エリア ・桂イノベーションパーク
本社機能を有する事業所/開発拠点・研究所	150%(75%)		120%(60%)
工場	120%(60%)		100%(50%)

○京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金

	中小企業者A	中小企業者B
対象者	Aランク認定企業、オスカー認定企業、知恵創出“目の輝き”認定企業 等	
対象事業	事業所の新增設(賃借を除く。)	
補助率	家屋及び償却資産(土地を除く。)に課税される固定資産税・都市計画税相当額の100%	
交付年数	3年間	2年間
補助上限	1億円	

※中小企業者A：中小企業者のうち、資本金の額又は出資の総額が1億円以下かつ常時使用する従業員の数が100人以下の会社
 中小企業者B：中小企業者のうち、中小企業者A以外の会社 大企業者：中小企業者以外の会社

雇用創出にかかる補助金

○共通

補助金額	対象事業所の常時雇用者及び役員のうち、新たに市内に居住される人数×10万円×1年分 以下に該当するごとに補助金額に2を乗じる。 ①本市の産業政策に特に寄与する産業分野の企業 (ものづくり/ICT/スポーツ/環境・エネルギー/ヘルスケア・ライフサイエンス/コンテンツ・アート (マンガ、アニメ、ゲーム等)/海外企業支援(アクセラレータ、ベンチャーキャピタル、コンサルティング等)、社会課題解決) ②京町家に入居する企業
補助上限	2,500万円

京都に進出を
検討する皆様へ

補助金の御案内



問合せ・申請先

京都市 産業観光局 企業誘致推進室

電話：075-222-4239

E-mail：kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

申請書類のダウンロードは
こちらから



市内初進出

支援制度

京都市内のオフィス等へ
進出する場合に補助金を交付します。

① 賃料にかかる補助金

補助額

オフィス等の
賃料 $\times 1/2 \times 2$ 年分
最大 **2,000**万円

② 雇用創出にかかる補助金

補助額

市内居住の
社員等の人数 \times 年度当たり
 $10 \sim 80$ 万円 $\times 2$ 年分
最大 **5,000**万円

お試し立地

支援制度

京都市内への進出を検討する企業が、試行的に
市内のコワーキングやシェアオフィス等を利用する
場合に補助金を交付します。

補助額

(利用料+交通費) $\times 1/2$

最大 **50**万円

海外企業は
最大 **100**万円

■ 市内初進出支援制度 京都市内のオフィス等へ進出する場合に補助金を交付します。

- 1 対象業種 全業種(市内初進出^{※1}企業に限る。)
- 2 対象事業 市内にオフィス等^{※2}を設置する事業
(賃貸借の場合は契約期間が1年以上であるなど、長期の設置が見込まれる事業に限る。)
- 3 補助金額

①賃料にかかる補助金 オフィス等の賃料×1/2×2年分補助	②雇用にかかる補助金 市内居住の常時雇用者 ^{※3} 及び役員数× 年度当たり10万円×最大2年分 以下に該当するごとに補助金額に2を乗じる (本市の産業政策に特に寄与する産業分野の企業 ^{※4} 、 海外企業 ^{※5} 、京町家 ^{※6} に入居する企業)
----------------------------------	--
- 4 補助上限 年1,000万円
(2年分合計 最大2,000万円)
- 5 申請期限 オフィス等の営業を開始する日の30日前まで

- ※1 市内初進出：既に京都市外にオフィス等を設置しており、かつ、過去2年の間、市内にオフィス等を設置していない企業が、市内にオフィス等を設置すること
 ※2 オフィス等：調査、企画、研究開発若しくはその他管理業務を行う事務所、工場又は研修所
 ※3 常時雇用者：期間の定めのない雇用契約を締結している正社員(パート・アルバイトは除く。)※実績報告時点で6か月間の市内居住・継続雇用が必要
 ※4 本市の産業政策に特に寄与する産業分野
 :ものづくり/ICT/スポーツ/環境・エネルギー/ヘルスケア・ライフサイエンス/コンテンツ・アート(マンガ、アニメ、ゲーム等)/
 海外企業支援(アクセラレータ、ベンチャーキャピタル、コンサルティング等)/社会課題解決
 ※5 海外企業：外国企業(外国の法令に基づいて設立された企業)及び
 外資系企業(国内企業のうち、発行株式の総数または出資総額の割合の3分の1超を外国企業等または外国人が保有する企業)
 ※6 京町家：建築基準法の施行の際、現に存し、又はその際に建築、修繕もしくは模様替えの工事中であった木造の建築物

(例)ICT企業が京町家(賃料360万円/年)に進出する場合



■ お試し立地支援制度 京都市内への進出を検討する企業が、試行的に市内のシェアオフィスやコワーキングスペース等を利用する場合に、利用料及び交通費に対して補助金を交付します。

- 1 対象業種 全業種(市内進出を検討する企業に限る。)
- 2 対象事業 次の各号の要件をすべて満たす事業(補助対象期間は3か月間(海外企業は6か月間))
 - (1) 市内のシェアオフィス等を1週間以上利用すること
 - (2) 補助対象期間内に市の取材やアンケート等に応じること
- 3 補助金額 ①シェアオフィス等の利用料の1/2 + ②交通費の1/2
- 4 補助上限 利用日数及び利用人数に応じて設定(①②それぞれ最大25万円)※海外企業は①②それぞれ最大50万円
- 5 申請期限 シェアオフィス等の利用を開始する日の7日前まで

(例)2人で3か月間お試しする場合





京都市

賃貸用事業施設等

立地促進制度補助金

の御案内

大規模テナントオフィスビルやレンタルラボ施設を新增設する方向けの補助制度です。

	大規模テナントオフィスビル 立地支援制度	レンタルラボ施設 立地支援制度
対象者	対象事業に係る固定資産の 固定資産税及び都市計画税を納税する法人又は個人	
対象事業	<u>オフィス・ラボ誘導地区内</u> 又は <u>高度利用地区（京都駅周辺地区のA地区・B地区）</u> で <u>賃貸用オフィス部分の床面積が</u> <u>3,000㎡以上</u> の <u>テナントオフィスビルの新增設等</u> を行う事業	市内で <u>賃貸用ウェットラボ</u> の新增設等 を行う事業
補助額	対象事業に伴い、新たに課税された 固定資産税・都市計画税の相当額の補助 (土地に係るものを除く。)	
補助期間	5年間	

最大 3 億円



1 大規模テナントオフィスビル立地支援制度

対象者	補助対象事業に係る固定資産の固定資産税及び都市計画税を納税する法人又は個人	
対象地域	オフィス・ラボ誘導地区 高度利用地区（京都駅周辺地区）のA地区・B地区（※1）	
事業要件	共用部分を含む賃貸用オフィス（※2）部分の床面積の合計が3,000㎡以上のテナントオフィスビルの新增設等（※3）を行う事業	
建物、設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額	補助率	建物、設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の100%
	交付年数	5年間
	補助上限	3億円

※1 以下に該当する地区をいう。

◇京都駅南部地区

JR東海道新幹線以南、十条通り以北、近鉄京都線以東、鴨川以西の区域うち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条1項第1号に規定する商業地域に指定された区域

◇らくなん進都（鴨川以北）

らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラムにおいて定められたらくなん進都の区域うち、鴨川以北の区域

◇高度利用地区（京都駅周辺地区）のA地区・B地区

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条1項第3号に規定する高度利用地区に指定された京都駅周辺地区のうち、A地区及びB地区に定められた区域

※2 以下に該当するオフィス等又はシェアオフィス等として市長が認めるもの

◇多数の事業者が入居の申込みをすることができる施設であること。

◇2以上の事業者に賃貸することを目的とする施設であること。

※3 以下に該当するものをいう。

◇建物を建築・購入・賃借し、賃貸用オフィスを新增設すること。

◇所有・賃借する既存建物を改修し、賃貸用オフィスを新增設すること。

2 レンタルラボ施設立地支援制度

対象者	補助対象事業に係る固定資産の固定資産税及び都市計画税を納税する法人又は個人	
対象地域	市内全域	
事業要件	賃貸用ウェットラボ（※1）の新增設等（※2）を行う事業	
建物、設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額	補助率	建物、設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の100%
	交付年数	5年間
	補助上限	3億円

※1 以下に該当するウェットラボ（装置や薬品を用いて、各種法令等に則り適切に実験を行うことのできる設備を有する施設）を含む建築物をいう。

◇施設の貸主又は施設を管理運営する者が、当該施設を予め「ウェットラボ」として整備するものであること。

◇多数の事業者が入居の申込みをすることができる施設であること。

◇2以上の事業者に賃貸することを目的とする施設であること。

※2 以下に該当するものをいう。

◇建物を建築・購入・賃借し、賃貸用ウェットラボを新增設すること。

◇所有・賃借する既存建物を改修し、賃貸用ウェットラボを新增設すること。

補助金交付の流れ

